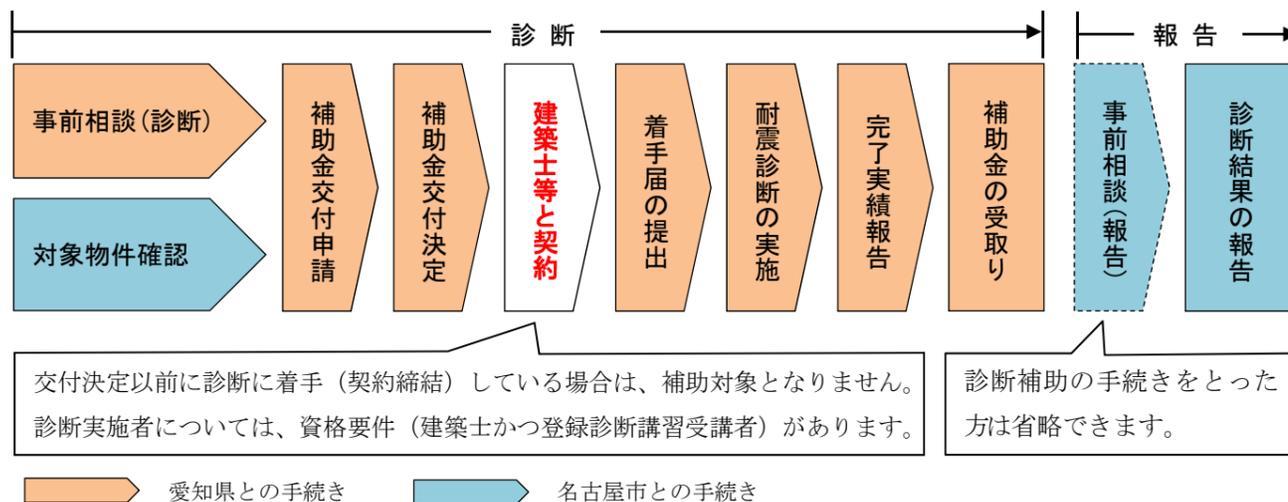


手続きの流れ



提出書類 (名古屋市との手続き)

【対象物件確認】 様式等 ▶▶▶ <http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000061577.html>

- ①申請書(名古屋市の様式第1号)
- ②確認書(国の様式第1号)
- ③案内図、配置図、各階平面図、面積表、断面図、現況外観写真
※エキスパンションジョイントその他相互に伝えない構造方法等の部分がある場合はその位置を図面に記載
- ④建築物の所有者であることを証明するもの(固定資産税・都市計画税課税明細書、登記事項証明書の写し等)
※マンションにおいては、管理組合として提出することが可能です。その場合は管理組合の規約を添付して下さい。
- ⑤昭和56年5月31日以前に着工されたことを証明するもの(建築確認通知書、検査済証の写し等)
※増築等している場合は、併せてその経緯がわかるものを添付して下さい。
- ⑥前面道路と建築物の高さ関係から倒壊時に道路の通行を妨げるおそれがある建築物であることがわかる資料(断面図又は立面図に幅員、高さ、45度斜線等を示したもの)

【事前相談(報告)】 様式等 ▶▶▶ <http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000058275.html>

- 事前相談書(名古屋市の様式第1号)
- 上記【対象物件確認】提出書類のうち③~⑥

【診断結果の報告】 様式等 ▶▶▶ <http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000058275.html>

- 耐震診断結果の報告書(名古屋市の様式第1号)
※正副2部ご用意ください。
- 耐震診断者の建築士免許書及び診断講習受講証明書の写し
- 確認書の写し(上記【対象物件確認】提出書類の②に名古屋市の押印があるもの)
※事前相談(報告)をされた方は提出不要です。
- 第三者機関による判定書の写し
※取得されていない方は提出不要です。

※書類の下書きを事前に確認させていただけますと申請が円滑に行えますので、ご協力お願いいたします。

愛知県との手続きについては、下記へお問合せ下さい。

【問合せ先】愛知県 住宅計画課 防災まちづくりグループ TEL: 052-954-6549

指定道路の沿道建築物について、耐震診断結果の報告が義務付けられています！

報告義務の対象となる建築物は？

[要安全確認計画記載建築物(耐震改修促進法第7条第2号)]

- 対象路線沿道にあるもの《裏面参照》
 - 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
 - 倒壊時に道路の通行を妨げるおそれがあるもの《裏面参照》
- 上記の3つの要件全てに該当するものが対象となります。

該当した場合は？

- ① 耐震診断を受ける。
※診断費用は原則として全額補助となります。《裏面参照》
※過去に診断をされた方は診断方法が報告可能なものかご確認ください。
- ② 耐震診断の結果を報告する。【平成31年3月31日までに】
※既に耐震診断や耐震改修が済んでいる建築物も対象です。
※耐震診断は以下の方法で行われていることが条件となります。
[1]平成18年国土交通省告示第184号別添第1に定める方法
[2]平成18年国土交通省告示第184号別添第1但書きに基づき、国土交通大臣が認めた方法
- ③ 耐震診断の結果等が公表される。

耐震診断や結果の報告をしなかった場合は？

所有者名等が公表され、罰金が科せられる場合があります。

【問合せ先】

名古屋市住宅都市局 耐震化支援室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(西庁舎3階)

TEL: 052-972-2773 FAX: 052-972-4179

義務付け対象路線図

耐震改修促進法改正及び愛知県建築物耐震改修促進計画（あいち建築減災プラン2020）の改定により、地域防災計画で定める緊急輸送道路のうち、第1次緊急輸送道路を基本に沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路が指定されました。



耐震診断義務付け路線一覧

① 国道1号	⑨ 国道247号	⑰ (主)金城埠頭線
② 国道19号	⑩ 国道302号	⑱ (一)田名古屋線 (県道215号)
③ 国道22号	⑪ (主)名古屋中環状線 (県道59号)	⑲ (一)港中川線 (県道227号)
④ 国道23号	⑫ (主)名古屋多治見線 (県道15号)	⑳ (都)矢場町線
⑤ 国道41号	⑬ (主)名古屋長久手線 (県道60号)	㉑ (都)名古屋環状線
⑥ 国道153号	⑭ (主)名古屋津島線 (県道68号)	㉒ (都)東志賀町線
⑦ 国道154号	⑮ (主)名古屋環状線	㉓ (都)大津町線
⑧ 国道155号	⑯ (主)堀田高岳線	

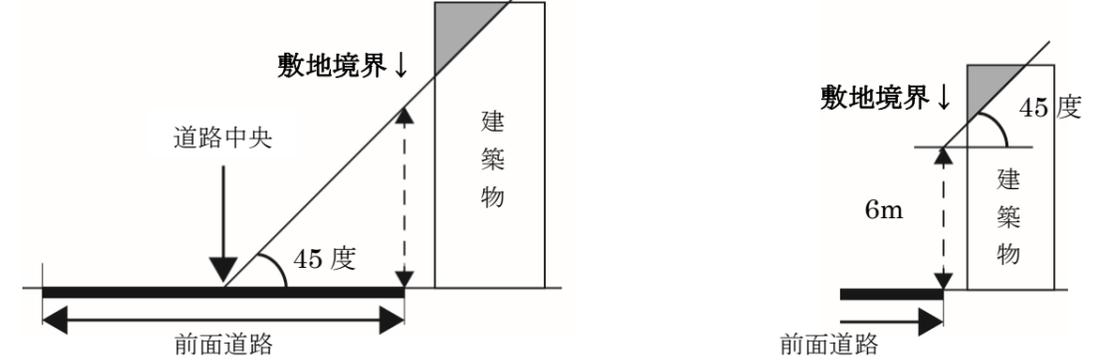
(主)：主要地方道、(一)：一般県道、(都)：都市計画道路

倒壊時に道路の通行を妨げるおそれがある建築物

高さが道路中央からの45度斜線にかかる建築物

[道路幅員が12mを超える場合]

[道路幅員が12m以下の場合]



診断費用の補助 ※愛知県の制度

耐震診断費用は、原則として全額補助で所有者負担はありません。(面積上限あり)

※図面の復元が必要な場合、複雑な構造の場合等は自己負担が生じる場合があります。

【問合せ先】愛知県 住宅計画課 防災まちづくりグループ TEL: 052-954-6549

改修設計・工事費用の補助 ※名古屋市の制度

設計

次のいずれか低い額を限度に助成します。

- ・[耐震改修設計費] × 2/3
- ・4,000,000円

改修

次のいずれか低い額を限度に助成します。

- ・[耐震改修工事費] × 2/3
- ・[延べ面積] × [下記の値*] × 2/3
- ※[マンション]49,300円/㎡、[マンション以外の住宅]33,500円/㎡、[住宅以外]50,300円/㎡
- ・55,000,000円

【期間限定】国の上乗せ助成もあります！

設計

概ね、費用の最大1/6を加算

改修

概ね、費用の最大1/15を加算

※平成30年度末までに耐震改修設計に着手することが要件となります。